

様式第四号

法人名 社会医療法人 聖医会
 所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号

純資産変動計算書
 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位:千円)

	純資産合計		
	設立時積立金	繰越利益積立金	積立金合計
令和3年3月31日残高	816,777	△ 314,925	501,852
会計年度中の変動額			
当期純利益	—	186,334	186,334
会計年度中の変動額合計	—	186,334	186,334
令和4年3月31日残高	816,777	△ 128,590	688,187

様式第五号

法人名 社会医療法人 聖医会
所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	4,715,074	40,487	264	4,755,298	2,888,753	106,398	1,866,544
	構築物	42,315	—	—	42,315	32,456	1,078	9,858
	医療用器械備品	936,990	50,831	3,739	984,081	764,418	57,950	219,663
	その他の器械備品	139,583	20,817	939	159,461	119,404	10,684	40,057
	車両及び船舶	69,109	7,007	6,351	69,765	57,290	5,145	12,474
	土地	291,555	—	—	291,555	—	—	291,555
	建設仮勘定	160	6,930	—	7,090	—	—	7,090
	その他の有形固定資産	3,663	—	—	3,663	—	—	3,663
	計	6,198,452	126,074	11,294	6,313,232	3,862,323	181,257	2,450,908
無形固定資産	電話加入権	879	—	—	879	—	—	879
	ソフトウェア	62,797	352	—	63,149	57,308	3,067	5,841
	計	63,676	352	—	64,028	57,308	3,067	6,720
その他の資産	出資金	272	—	—	272	—	—	272
	役員等長期貸付金	211,706	32,758	31,656	212,808	—	—	212,808
	敷金	5,000	—	—	5,000	—	—	5,000
	保険積立金	121,617	13,506	—	135,123	—	—	135,123
	長期前払費用	9,131	—	2,892	6,238	—	—	6,238
	計	347,727	46,265	34,549	359,442	—	—	359,442

(注) 建物の増加・・・サザンリージョン病院LED照明工事等

医療用器械備品の増加・・・小型デジタル回診車等

様式第六号

法人名 社会医療法人 聖医会
 所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞 与 引 当 金	84,070	82,042	84,070	-	82,042
退 職 給 付 引 当 金	149,546	13,570	4,630	-	158,486

様式第七号

法人名 社会医療法人 聖医会
 所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	455,500	1.05%	—
一年以内に返済予定の長期借入金	576,916	266,316	1.05%	—
長期借入金 (一年以内に返済予定のものを除く。)	1,920,052	1,628,736	1.05%	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	2,496,968	2,350,552	—	—

長期借入金（一年以内に返済予定のものを除く）及びその他の有利子負債の返済予定表

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金（一年以内に返済予定のものを除く）	255,736	215,356	201,178	168,804

様式第八号

法人名 社会医療法人 聖医会
 所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 聖医会
 所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材 料 費	336,519	—	336,519	9,907	—	346,427
給 与 費	1,815,999	—	1,815,999	126,545	72	1,942,617
委 託 費	129,968	—	129,968	2,624	9	132,602
経 費	481,318	—	481,318	54,117	1,092	536,528
売 上 原 価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	22,237	—	22,237	585	0	22,823
計	2,786,044	—	2,786,044	193,780	1,174	2,980,999

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当無し

2 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおり

建 物	2～47年
構築物	2～15年
医療用器械備品	3～10年
その他の器械備品	2～11年
車両運搬具	2～6年

②無形固定資産 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準により行っています。ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っています。

4 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当会計年度に負担すべき額を計上しています。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（当法人が負担する退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によって行っています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しています。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当無し

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

当事業年度において収益業務を廃止しています。

9 担保に供されている資産に関する事項

① 担保に供されている資産

・土地	136,741 千円
・建物	1,835,510 千円

② 担保に供されている債務の種類及び金額

・借入金	2,030,552 千円
------	--------------

10 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

該当無し

11 重要な偶発債務に関する事項

該当無し

12 重要な後発事象に関する事項

該当無し

13 その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 減価償却累計額	3,862,323 千円
-----------	--------------

② 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

主な補助金等の内容

補助金等の内訳	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金	鹿児島県	142,426 千円	事業収益（本来業務）
新型コロナワクチンに係る個別接種促進支援協力金	鹿児島県	18,064 千円	事業収益（本来業務）
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金	鹿児島県	35,970 千円	特別利益

独立監査人の監査報告書

令和4年6月20日

社会医療法人 聖医会
理事会 御中

高橋雷太公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人聖医会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。